

## 議案第38号

### 鳥取県石綿健康被害防止条例の一部を改正する条例

次のとおり鳥取県石綿健康被害防止条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和4年2月22日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

#### 鳥取県石綿健康被害防止条例の一部を改正する条例

鳥取県石綿健康被害防止条例（平成17年鳥取県条例第67号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前

(事前調査結果の説明等)

第6条の3 解体等工事の元請業者は、法第18条の15第1項各号に掲げる事項を下請負人に説明しなければならない。この場合において、当該解体等工事が県届出対象特定工事に該当するときは、規則で定めるところにより、石綿粉じん排出等作業の対象となる建築物等の構造その他規則で定める事項を書面に記載して、これらの事項について発注者及び下請負人に対して説明しなければならない。

(事前調査結果の報告)

第6条の4 吹付け石綿が使用されている可能性の高い建築物等として規則で定めるものを解体する作業を伴う建設工事（以下「報告対象工事」という。）の元請業者又は自主施工者は、当該作業の開始の日の14日前までに、規則で定めるところにより、次

(事前調査結果の説明等)

第6条の3 解体等工事の元請業者は、当該解体等工事が次に掲げる工事に該当するときは、規則で定めるところにより、当該解体等工事の発注者及び下請負人に対し、それぞれに定める事項その他規則で定める事項を書面に記載して、これらの事項について説明しなければならない。

- (1) 次条第1項に規定する報告対象工事 同項第3号から第5号までに掲げる事項
- (2) 県届出対象特定工事 石綿粉じん排出等作業の対象となる建築物等の構造

(事前調査結果の報告)

第6条の4 吹付け石綿が使用されている可能性の高い建築物等として規則で定めるものを解体する作業を伴う建設工事（以下「報告対象工事」という。）の発注者又は自主施工者は、当該作業の開始の日の14日前までに、規則で定めるところにより、次に

に掲げる事項を知事に報告しなければならない。ただし、災害その他非常の事態の発生により当該作業を緊急に行う必要がある場合は、この限りでない。

(1) 略

(2) 報告対象工事の発注者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

(3)～(6) 略

2 前項ただし書の場合において、当該報告対象工事の元請業者又は自主施工者は、速やかに、同項各号に掲げる事項を知事に報告しなければならない。

3 略

(解体等作業の一時停止等)

第6条の5 知事は、法第18条の15第3項若しくは第4項の規定による記録の保存又は前条第1項の規定による報告を行わないで解体等工事が施工されていると認めるときは、元請業者若しくは下請負人又は自主施工者に対し、期限を定めて、解体等作業を一時停止し、法第18条の15第3項若しくは第4項の規定による記録の保存をし、又は前条第1項の規定による調査の結果を知事

に掲げる事項を知事に報告しなければならない。ただし、災害その他非常の事態の発生により当該作業を緊急に行う必要がある場合は、この限りでない。

(1) 略

(2) 報告対象工事を施工する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

(3)～(6) 略

2 前項ただし書の場合において、当該報告対象工事の発注者又は自主施工者は、速やかに、同項各号に掲げる事項を知事に報告しなければならない。

3 略

(解体等作業の一時停止等)

第6条の5 知事は、法第18条の15第3項若しくは第4項の規定による記録の保存又は前条第1項の規定による報告を行わないで解体等工事が施工されていると認めるときは、元請業者若しくは下請負人又は自主施工者に対し、期限を定めて、解体等作業を一時停止し、法第18条の15第1項の規定による調査の結果を知事に報告するよう勧告することができる。

に報告するよう勧告することができる。

2 知事は、前項の規定により勧告を受けた者が当該勧告に従わないで解体等作業を行っているときは、期限を定めて、当該解体等作業を一時停止し、法第18条の15第3項若しくは第4項の規定による記録の保存をし、又は前条第1項の規定による調査の結果を知事に報告するよう命ずることができる。

### 3 略

(作業終了等の報告)

第10条の2 前条の届出をした者は、特定粉じん排出等作業の終了後、規則で定めるところにより、石綿含有材料等の処理の状況を知事に報告しなければならない。この場合において、元請業者又は下請負人が報告を行うときは、当該特定工事に係る法第18条の23第1項の規定による特定工事の発注者への報告に係る報告書の写しを知事に提出しなければならない。

2 下請負人が前項の報告をする場合は、元請業者は、同項後段の報告書の写しを下請負人に交付しなければならない。

(立入検査等)

2 知事は、前項の規定により勧告を受けた者が当該勧告に従わないで解体等作業を行っているときは、期限を定めて、当該解体等作業を一時停止し、法第18条の15第1項の規定による調査の結果を知事に報告するよう命ずることができる。

### 3 略

(作業終了等の報告)

第10条の2 前条の届出をした者は、特定粉じん排出等作業の終了後、規則で定めるところにより、石綿含有材料等の処理の状況を知事に報告しなければならない。この場合において、当該届出をした者が法第18条の23第1項の規定による特定工事の発注者への報告を行うべき者であるときは、当該特定工事の発注者への報告に係る報告書の写しを知事に提出しなければならない。

(立入検査等)

第 11 条 知事は、法第 26 条第 1 項の規定に定めるところによるほか、次に掲げる場合には、建築物等の所有者等、解体等工事の発注者、元請業者若しくは下請負人若しくは自主施工者に対し、必要な報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、建築物等若しくは解体等工事の場所、営業所、事業所その他の事業場に立ち入り、その建築物等、書類その他の物件を検査させることができる。

(1) 次に掲げる報告等を受けた場合において、石綿の飛散等に伴う健康被害を防止するため必要があると認めるとき。

ア～ウ 略

エ 第 10 条の 2 第 1 項の規定による報告

オ 略

(2)・(3) 略

2・3 略

第 11 条 知事は、法第 26 条第 1 項の規定に定めるところによるほか、次に掲げる場合には、建築物等の所有者等、解体等工事の発注者、元請業者若しくは下請負人若しくは自主施工者に対し、必要な報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、建築物等若しくは解体等工事の場所、営業所、事業所その他の事業場に立ち入り、その建築物等、書類その他の物件を検査させることができる。

(1) 次に掲げる報告等を受けた場合において、石綿の飛散等に伴う健康被害を防止するため必要があると認めるとき。

ア～ウ 略

エ 第 10 条の 2の規定による報告

オ 略

(2)・(3) 略

2・3 略

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の鳥取県石綿健康被害防止条例（以下「新条例」という。）第6条の3の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に着手する解体等工事について適用する。
- 3 新条例第6条の4の規定は、施行日から起算して14日を経過する日以後に着手する建設工事（改正前の鳥取県石綿健康被害防止条例第6条の4第1項又は第2項の規定による報告がされた報告対象工事であって、同日前に着手していないもの（以下この項において「報告等がされた未着手の工事」という。）を除く。）について適用し、同日前に着手した建設工事（報告等がされた未着手の工事を含む。）については、なお従前の例による。
- 4 この条例の施行前にした行為及び前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正)

- 5 鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成11年鳥取県条例第35号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
別表（第2条関係）	別表（第2条関係）

事務	市町村等
略	
10の2 鳥取県石綿健康被害防止条例（平成17年鳥取県条例第67号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの （1）～（12） 略 （13） 第10条の2第1項の規定による石綿含有材料等の処理の状況の報告等の受理 （14）～（18） 略	鳥取市
略	

事務	市町村等
略	
10の2 鳥取県石綿健康被害防止条例（平成17年鳥取県条例第67号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの （1）～（12） 略 （13） 第10条の2の規定による石綿含有材料等の処理の状況の報告等の受理 （14）～（18） 略	鳥取市
略	